



菅波 茂

年越しをしなから考えた。

自衛隊のイラク派遣に関して重要なことは国際社会の視点での検討である。すなわち、国際的なルールである国際法との関係である。自衛隊のイラク派遣と憲法9条に関する討議だけでなく、憲法98条も討議する必要がある。

憲法98条2項は「日本国が締結した条約および確立された国際法規の遵守」をうたっている。日米安全保障条約だけでなく、国連憲章の旧敵国条項（107条）も対象になる。旧敵国条項とは「第二次世界大戦の時に枢軸国だった日本やドイツなどの国々が国連憲章等に違反した軍事行動（侵略等）を起した際、

旧連合国が国連決議等の拘束力に優先して軍事制裁を課することができる」とした条項である。

国連憲章は1945年に発足。日本国憲法は46年に制定され、47年に実施。国連憲章の旧敵国条項を日本に対して更に強化したのが、憲法9条2項の非武装と考えるのが妥当である。憲法9条は憲法98

国際法遵守と自衛隊イラク派遣

条により国連憲章旧敵国条項と明確に関係付けられている。端的に言えば、この二者はセットと言える。

しかし、憲法9条のみが平和憲法の根拠として一人歩きしている。誰にとつての平和なのか。疑いもなく旧連合国側にとつての平和である。日本でないことは明確である。でも「憲法9条を守るべし」

の声は大きい。

某国が自衛隊のイラク派遣に危険を感じて、国連憲章にある旧敵国条項を理由に、日本を攻撃することは今なお国際法として有効である。恐るべし。テロリストによる非合法活動など比較にならない。正規の軍隊が攻撃してくるのだから。では、日米安全保障条約に従って米国は某国

から日本を守る義務はあるのか。それは攻められる場所によりけりである。

例を挙げたい。「竹島が隣国から攻撃された時に米軍は日本を守ってくれるのか」という問いに、モンデール駐日大使は答えた。「その義務はない」と。その答えは日米安全保障条約の第5条にある。「日米はいずれかが武力攻撃

を受けた時に、相互に自動的に防衛をする義務がある」とは書かれていない。あくまで米国にとつての安全と保障が脅かされると判断しなければ米国は反撃しなくてはいいのである。簡潔に言えば、日本国内の米国関連施設が攻撃されない限り米軍が動く必要はないのである……戦争と法律を論ずれば限りがない。

しかしながらAM D Aは「助かる命があればはたしてでも行く」というスローガンのもと、イラク支援の準備を進めている。国際社会では何もしいないことが最悪の選択肢である。「まずは駆けつけること」が生きてし生けるものの道理である。皆さまの温かいご支援を心からお願いしたい。

(アジア医師連絡協議会代表)

― 題字は筆者